



# 新居浜市 景観計画



令和2年7月  
新居浜市



# 目 次

1. 計画の目的と位置づけ .....	1
(1) 計画策定の背景と目的 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	2
(3) 景観計画区域設定の考え方 .....	2
2. 調査対象区域の景観特性 .....	3
3. 調査対象区域の景観に関する課題 .....	9
4. 調査対象区域における良好な景観形成に向けた方針 .....	10
5. 景観計画区域の設定 .....	12
6. 良好な景観形成のための行為の制限 .....	15
(1) 届出対象行為〔法第16条第1項〕 .....	15
(2) 景観形成基準〔法第8条第2項第2号〕 .....	17
7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 .....	20
(1) 景観重要建造物の指定の方針 .....	20
(2) 景観重要樹木の指定の方針 .....	20
(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法 .....	20
8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 .....	21
9. 良好な景観形成の推進方策 .....	22
(1) 役割分担 .....	22
(2) 普及・啓発 .....	23
(3) 計画の進行管理 .....	23
参考資料 .....	24
(1) 守るべき色彩範囲(マンセル表色系) .....	24
(2) 新居浜市景観計画策定委員会設置要綱 .....	25
(3) 新居浜市景観計画策定委員会 委員名簿 .....	26
(4) 新居浜市景観計画策定の経緯 .....	27

<表紙の写真>

上段：えんとつ山

中段：端出場水発（紅葉）

下段：別子（弟地）



# 1. 計画の目的と位置づけ

## (1) 計画策定の背景と目的

本市は、元禄4年（1691年）の別子銅山開坑以来300年以上にわたり、工業都市として発展してきた歴史があります。

新居浜市の産業基盤の礎となった別子銅山関連の近代化産業遺産群は、世界に誇れる歴史的産業遺産であり、都市計画マスタープランにおいても、都市景観形成等の整備方針の中で、歴史的資源や景観の保存と活用を位置づけています。

また、新居浜市固有の景観である近代化産業遺産と、植林事業によりよみがえった緑豊かな山は、観光振興、交流人口拡大や地域活性化に大きく寄与するものです。

国においても、良好な景観の意義や整備・保全・創出することの必要性を示した「景観法」が平成16年に制定され、全国的に景観まちづくりが進められています。

このことから、本市においても、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に留意し、地区の良好な景観形成に資することを目的に、景観計画を策定します。

### 景観計画とは・・・ [法第8条]

景観行政団体\*が、景観法に基づく施策を実施していくための景観に関する基本計画のことです。

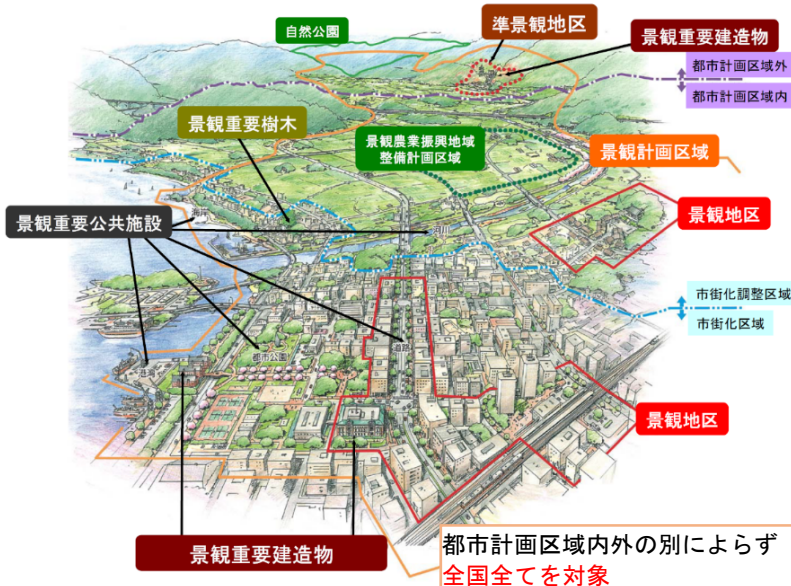
良好な景観は、一度失うと二度と戻らないものであり、各地域で守られてきた景観を市民共通の財産として保全・活用するとともに、良好な景観形成を図りながらまちづくりを実現していくため、景観計画を策定します。

なお、景観計画には主に次のことを定めます。

- 景観計画の対象となる区域
- 行為の制限に関すること（建築物・工作物に使用する色彩の範囲など）
- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針（対象がある場合）
- 良好な景観を形成していくための方針

### ※景観行政団体

- ・景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことです。
- ・政令指定都市、中核市、都道府県を除く市町村が景観行政団体となるためには、都道府県知事との協議が必要です。
- ・新居浜市は、平成17（2005）年10月17日に景観行政団体に移行しています。

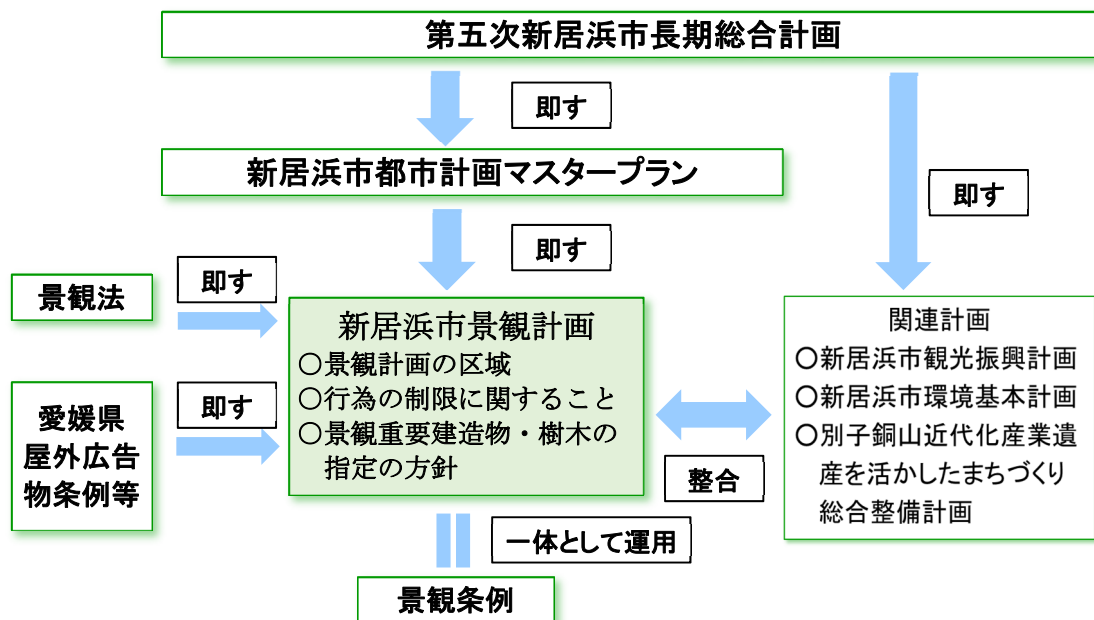


<景観法の対象地域のイメージ>

## (2) 計画の位置づけ

新居浜市景観計画は、景観法や、愛媛県屋外広告物条例等を踏まえるとともに、上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画」や「新居浜市都市計画マスタープラン」に即して策定します。

また、「新居浜市観光振興計画」や「新居浜市環境基本計画」「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」など、関連計画とも整合した内容とします。



## (3) 景観計画区域設定の考え方

景観計画区域については、大きく、①行政区域全域を設定するパターン、②行政区域をエリア別に分けて設定するパターン、③行政区域の一部を限定して設定するパターン、の3つのパターンに分けることができます。

### ＜景観計画区域の設定パターン＞

	①行政区域全域を設定するパターン（区域分けするパターンもあり）	②行政区域をエリア別に分けて設定するパターン	③行政区域の一部を限定して設定するパターン
設定イメージ			
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域で、良好な景観形成を誘導することが可能</li> <li>地区特性や景観特性に応じて区域を区分した設定も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に規制、誘導が必要な区域を対象に、地区特性や景観特性に応じて区域を区分した設定が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に規制、誘導が必要な区域のみ、限定して設定することが可能</li> <li>住民との合意形成が①、②と比べて短期間となる場合が多い</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域に規制をかけるため、基準の設定が難しい</li> <li>住民との合意形成に長期間を要する場合が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画区域の対象外では、周辺と調和しない景観形成が懸念される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画区域の対象外となる区域が多く残り、周辺と調和しない景観形成が懸念される</li> </ul>

新居浜市では、特に景観の保全を必要とする区域を限定して「すぐに動き出すことができる」という利点がある③のパターンにより、景観計画区域を設定します。

## 2. 調査対象区域の景観特性

景観計画の策定にあたり、「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」の基本構想において、観光拠点形成する端出場・東平ゾーンを中心に、北は市街地からのエントランス部に位置する山根公園周辺、南は別子ダム、筏津坑周辺までを含むエリアを調査対象区域とします。

調査対象区域について、主な景観資源の分布状況やその内容を踏まえ、山根公園周辺景観、近代化産業遺産景観、沿道景観、自然景観の類型別に整理しました。

### 山根公園周辺景観資源

- 一部のエリアが用途地域に指定され、山根公園や別子銅山記念館等が立地しています。また、周辺には住宅地が形成されています。
- 生子山（通称：えんとつ山。以下「えんとつ山」という。）は山根公園周辺のランドマークとなっているとともに、市街地への眺望が良い場所となっています。



① 山根公園 噴水



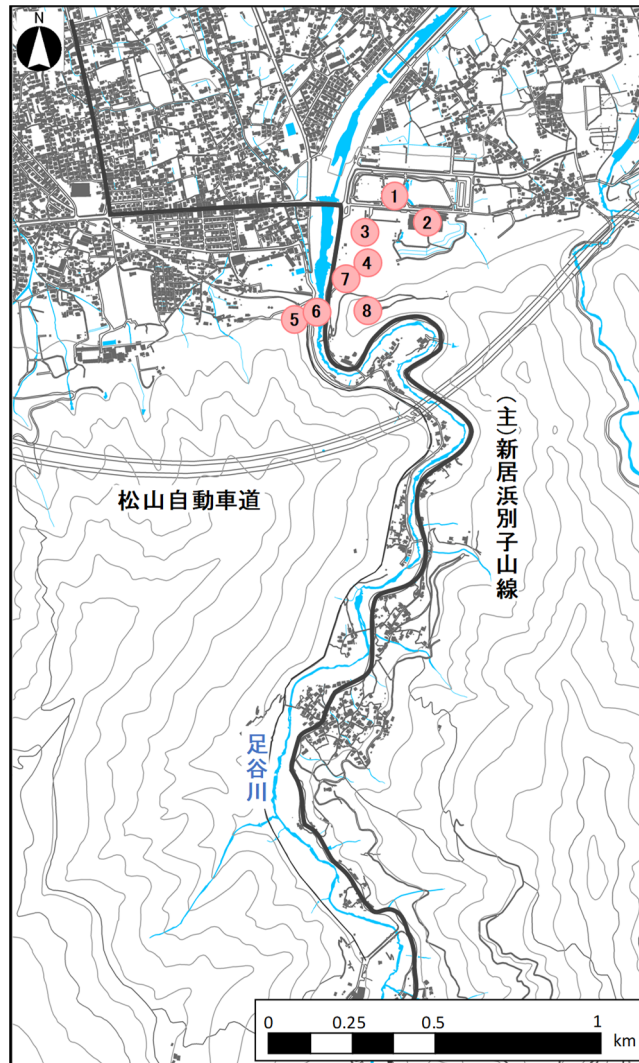
② 山根公園



③ 山根グラウンド 石積



④ 大山積神社



⑤ 内宮神社 鳥居



⑥ 生子橋



⑦ 別子銅山記念館（所蔵物）



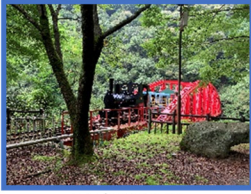
⑧ 旧山根製錬所煙突(えんとつ山)

◎太枠は近代化産業遺産、または、文化財に登録されているもの

＜山根公園周辺景観の景観資源図＞

## 近代化産業遺産景観資源

- ・別子銅山の近代化産業遺産が残されており、観光資源として活用されています。
- ・マイントピア別子の対岸に立地する旧端出場水力発電所は、一般公開に向けた整備を行っています。



① 打除鉄橋



② マイントピア別端出場ゾーン



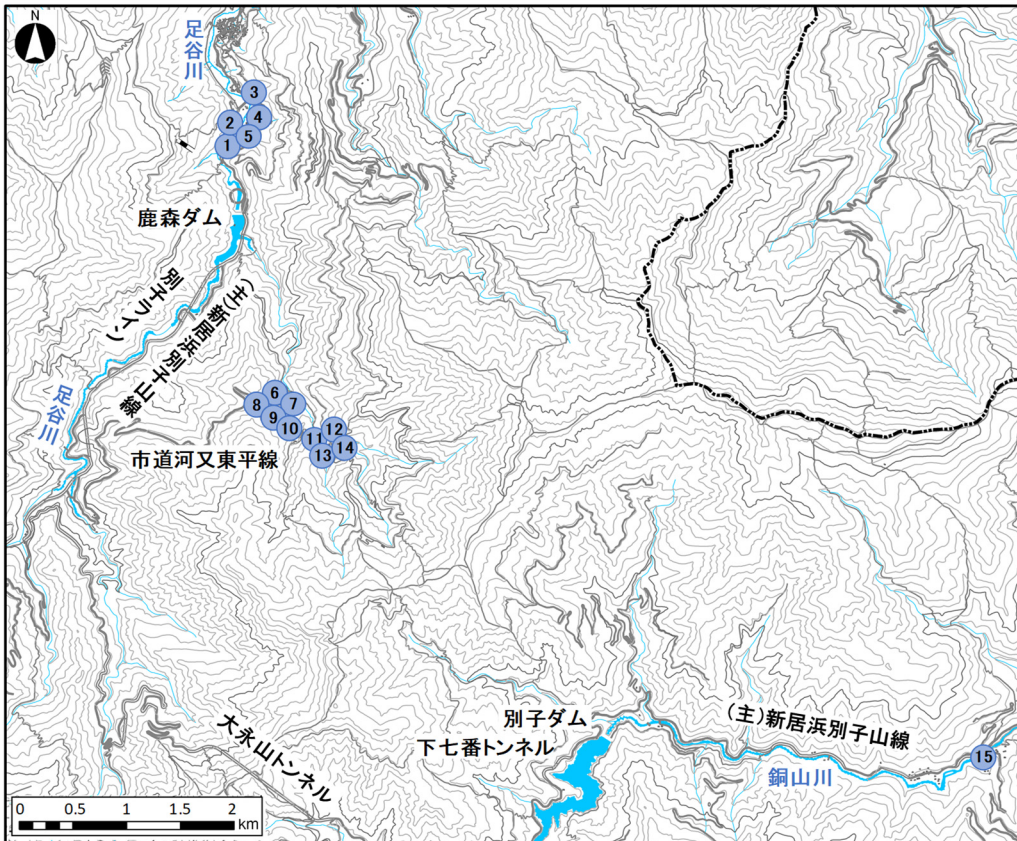
③ マイントピア別子 入口



④ 旧端出場水力発電所



⑤ 第四通洞跡



⑥ 旧インクライン



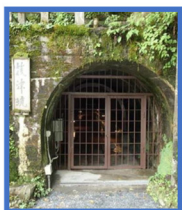
⑦ 東平貯鉱庫跡



⑧ マイン工房



⑨ 東平歴史資料館 (所蔵物)



⑮ 筏津坑跡、坑道奥



⑭ 第三通洞跡



⑬ 火薬庫



⑫ 東平第三変電所跡



⑪ 大マンブ



⑩ 小マンブ

◎太枠は近代化産業遺産、または、文化財に登録されているもの

<近代化産業遺産景観の景観資源図>



## 沿道景観資源

- ・龍河神社や青龍橋（ループ橋）、遠登志橋などの景観資源があり、遠登志橋は国の登録有形文化財となっています。
- ・北部には集落が点在していますが、一部に空き家がみられます。

## 自然景観資源

- ・高山植物の宝庫であり、自然環境保全地域に指定されている赤石山系等、豊かな自然環境を有しています。環境共生を図った植林事業により緑豊かによみがえった山は、現在も林業が営まれることで、緑豊かな自然景観が保全されています。
- ・県指定の名勝である別子ラインや、銅山川が流れ、渓谷景勝地となっています。



①沿道の集落景観



② 龍河神社 鳥居



③ 青龍橋



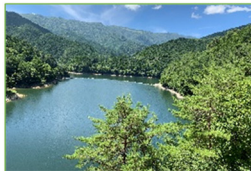
④ 轟橋の橋名板



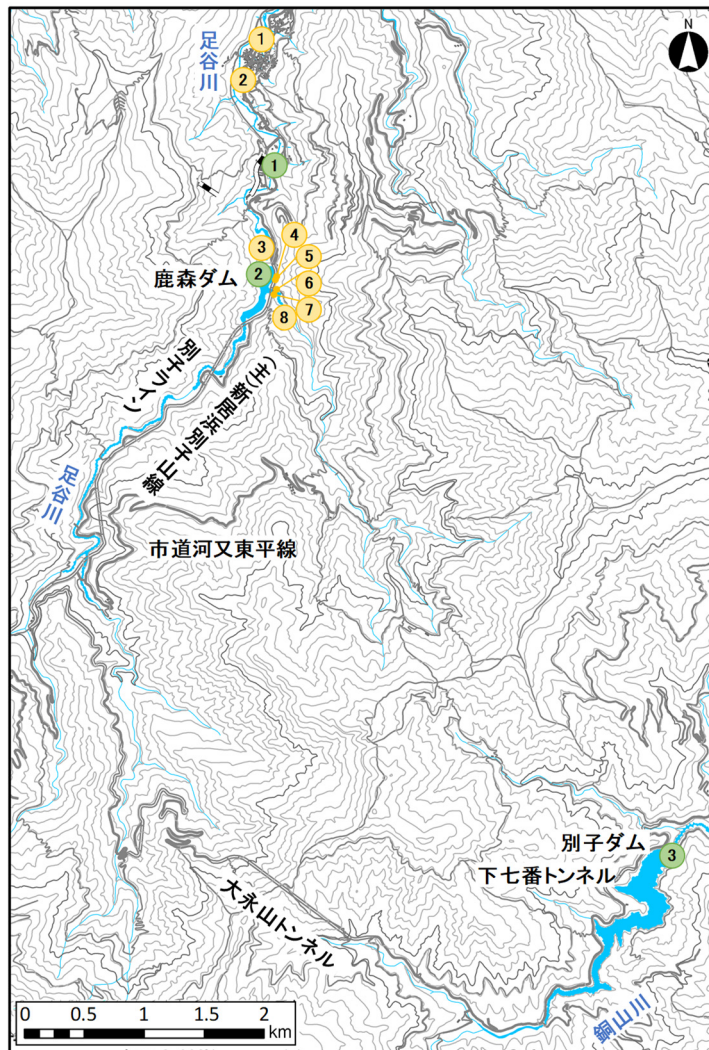
① 別子ライン



② 鹿森ダム



③ 別子ダム



⑤ 轟橋の石碑



⑥ 遠登志橋への道



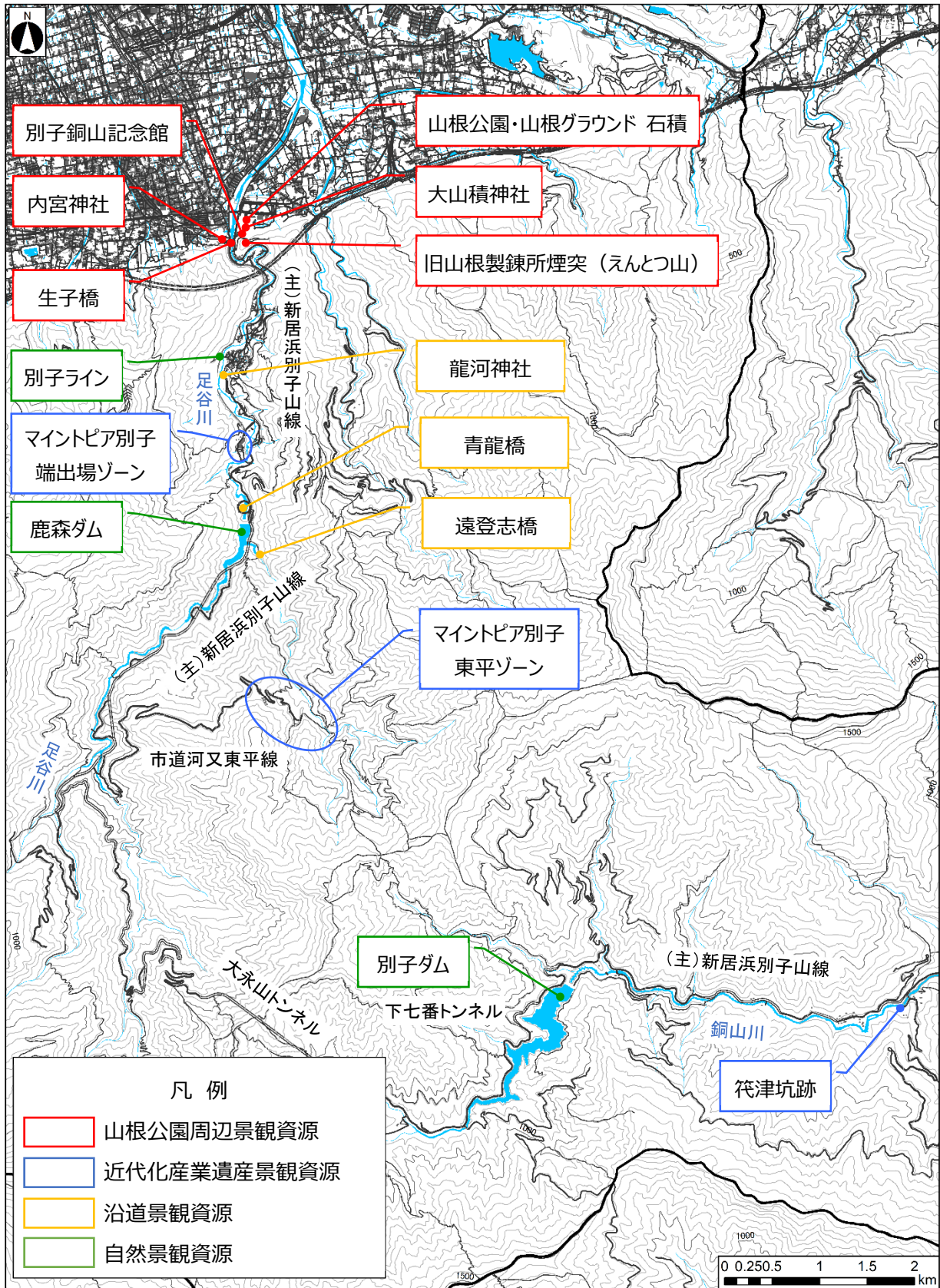
⑦ 新仙雲橋



⑧ 遠登志橋

◎太枠は近代化産業遺産、または、文化財に登録されているもの

<沿道景観、自然景観の景観資源図>



〈主な景観資源の分布状況図〉

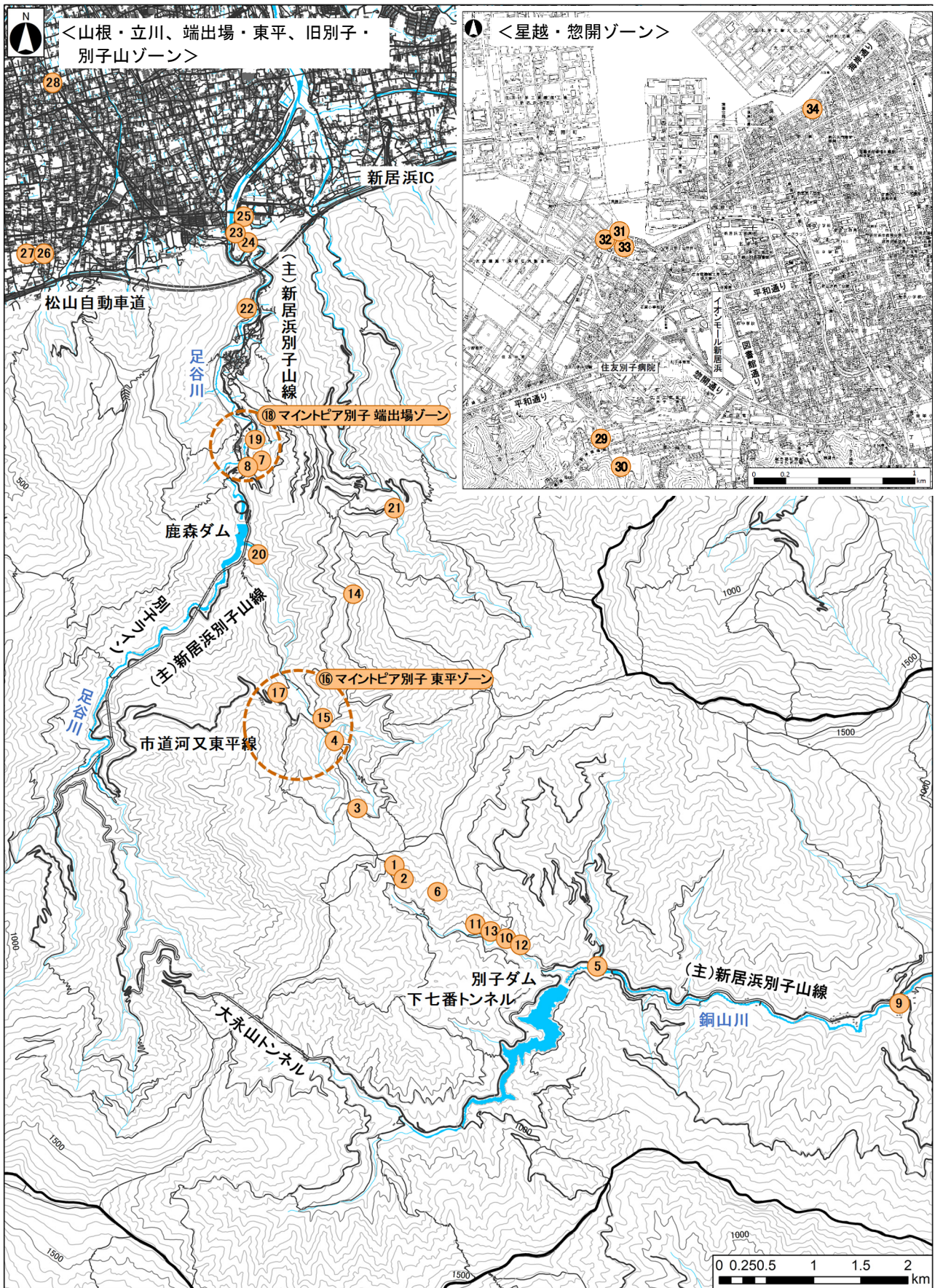
(参考) 近代化産業遺産群 (経済産業省認定) における他の法令による規制

	近代化産業遺産群名称 (法規制なし)	文化財保護法種別、登録年 (登録名称)
1	歓喜坑跡	
2	歓東坑跡	
3	第一通洞跡	
4	第三通洞跡	
5	日浦坑跡	
6	東延斜坑跡	
7	大斜坑跡	
8	第四通洞跡	
9	筏津坑跡	
10	小足谷接待館跡	
11	小足谷劇場跡	
12	小足谷酒造所跡	
13	小足谷小学校跡	
14	上部鉄道跡	
15	東平第三変電所跡	
16	マイントピア別子東平ゾーン (東平貯鉱庫跡、東平選鉱所跡、保安本部跡等)	
17	東平歴史資料館の所蔵物	
18	マイントピア別子端出場ゾーン (打除鉄橋、中尾トンネル等)	国登録有形文化財、H21 (旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋 (足谷川鉄橋)、旧別子鉱山鉄道端出場隧道、旧泉寿亭特別室棟)
19	旧端出場水力発電所	国登録有形文化財、H23
20	遠登志橋	国登録有形文化財、H17
21	牛車道	
22	立川中宿 (立川精錬所跡)	
23	別子銅山記念館の所蔵物	
24	山根製錬所跡煙突	国登録有形文化財、H21 (旧山根製錬所煙突)
25	山根グラウンド石積	国登録有形文化財、H21 (山根競技場観覧席)
26	旧広瀬邸	国指定重要文化財、H15 (旧広瀬家住宅)
27	広瀬歴史記念館の所蔵物	
28	下部鉄道跡	
29	星越西洋住宅・所長宅等	
30	住友倶楽部	
31	旧住友銀行 (住友化学歴史資料館)	国登録有形文化財、H13 (住友化学工業愛媛工場歴史資料館)
32	「總開之記」碑	
33	旧別子病院	
34	口屋跡とあかがねの松	県指定史跡、S24 (別子銅山口屋跡)

(参考) 近代化産業遺産群以外の資源における他の法令による規制

	名称	文化財保護法種別、登録年
	別子ライン	県指定名勝、S30
	広瀬公園	国指定名勝、H30 (旧広瀬氏庭園)
	広瀬家墓所	市指定史跡、H16
	銅山峰のツガザクラ群落	国指定天然記念物、H31

(参考図)



◎位置図の番号は、7ページの表の番号を記載しています。

<近代化産業遺産群位置図>

### 3. 調査対象区域の景観に関する課題

調査対象区域内の現況調査の結果から、良好な景観形成に関する課題としては、地域の魅力を支えている良好な景観資源の維持・保全に取り組むとともに、それらの景観資源を活かしたまちづくりに対する積極的な取組みの推進が必要と考えられます。

類型	現状、問題点等	良好な景観形成に関する課題
山根公園 周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国登録有形文化財に登録された「山根グラウンド石積」や地域のランドマークとなっている「えんとつ山」、生子橋等があり、地域を特徴づける良好な景観が形成されています。</li> <li>○ えんとつ山の森林整備や森林環境教育を積極的に展開している「えんとつ山倶楽部」は、その活動が認められ、平成 29 年度「四国山の日賞 森整備部門」を受賞しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を特徴づける景観資源とその周辺の公共施設を含め、人が集まる地区として面的な視点で捉えた良好な景観形成が必要と考えられます。</li> <li>○ 山根公園の周辺には、住宅地が形成されていることから、景観資源と調和した良好な景観形成が期待されます。</li> <li>○ えんとつ山は山根地区のランドマークとなっているとともに、市街地への良好な眺望の場となっており、良好な眺望景観を維持していくことが必要と考えられます。</li> </ul>
近代化産業 遺産景観 (端出場・ 東平ゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別子銅山の施設は「近代化産業遺産」に位置付けられ、観光資源として活用されています。特に、マイントピア別子端出場ゾーンや東平ゾーンには、週末を中心に、多くの人を訪れています。</li> <li>○ 施設の老朽化により、一部で荒廃が進んでいる部分も見られます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該地区は、上位関連計画で観光・レクリエーション拠点に位置付けられており、観光拠点周辺の回遊・滞留につながるような良好な景観形成が期待されます。</li> <li>○ 新たに整備される施設について、近代化産業遺産として、周辺と調和した景観形成が必要と考えられます。</li> </ul>
沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 龍河神社や、青龍橋、遠登志橋等の景観資源が点在しています。</li> <li>○ 沿道の集落では空き家がみられます。また、観光拠点周辺等で、一部好ましくない屋外広告物がみられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き家や屋外広告物等について、良好な沿道景観を阻害しないよう、適切に管理していくことが必要と考えられます。</li> <li>○ 観光ルート上の沿道景観について、一層の美化や、眺望ポイントの設置等、良好な景観形成が期待されます。</li> </ul>
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県指定名勝である“別子ライン”に代表される溪谷景観や、鹿森ダム、別子ダム等による自然景観が形成されています。</li> <li>○ 緑におおわれた豊かな自然が残されていますが、一部に不法投棄がみられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の観光交流人口の増大に向けて、ごみの不法投棄に対する対策の強化が必要と考えられます。</li> </ul>

## 4. 調査対象区域における良好な景観形成に向けた方針

貴重な景観資源を保全、活用するため、調査対象区域における山根公園周辺景観、近代化産業遺産景観、沿道景観、自然景観について、良好な景観形成の方針を以下のように設定します。

### 山根公園周辺景観

- 山根公園や、別子銅山記念館、えんとつ山、生子橋等の景観資源が立地しています。山根公園は、市民の憩いの場となっているとともに、秋には新居浜太鼓祭りの主要なかきくらべ会場となっています。また、公園の石段は国登録有形文化財となっており、適切な維持・管理を行うことで、良好な景観として保存します。
- えんとつ山は地域のランドマークとなっており、行政と地域住民との協働により維持管理を行っています。今後も、適切な役割分担のもと、貴重な景観資源として、適切に保全・活用します。また、えんとつ山から市街地への眺望、市街地からえんとつ山への眺望を貴重な景観として保全します。
- 山根公園に隣接する建築物等については、配置や形状を周辺の景観と調和させることで、落ち着いた感じられる景観形成を進めます。



山根公園



別子銅山記念館



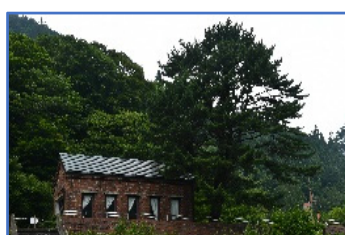
生子橋

### 近代化産業遺産景観

- 端出場ゾーンでは、道の駅である「マイントピア別子」を中心に観光スポットが集積し、週末には多くの人々が訪れています。新居浜の歴史に触れ、体験できる場となっており、周辺に点在する産業遺産を含めて、適切に保存、活用します。
- 東平ゾーンは“東洋のマチュピチュ”と呼ばれる、本市を代表する観光スポットであり、往事の歴史を偲ばせる魅力のある空間として適切に保存、活用します。また、東平ゾーンから、本市の市街地への眺望景観を保全します。



マイントピア別子端出場ゾーン



マイン工房



第四通洞跡

## 沿道景観

- 主要地方道新居浜別子山線沿道においては、並行して流れる足谷川、銅山川は、美しい渓谷景観を形成しており、山林・農地等の所有者と連携を図りながら沿道樹木を整備・保全することで、良好な景観形成を進めます。
- 市道河又東平線沿道においては、東平ゾーンへいざなうアクセスルートとして、誘導サインの視認性の向上など、利用者の安全にも配慮した景観形成に取り組みます。



青龍橋



龍河神社



新仙雲橋

## 自然景観

- 主要地方道新居浜別子山線から見える山々や、並行して流れる河川は、訪れた人々にやすらぎとうるおいを感じさせる景観が形成されています。特に、森林については、区域の主要な産業であることから、計画的な伐採と植林等を繰り返すことで持続可能な森林経営を行い、環境保全や良好な景観形成に取り組みます。



別子ライン



鹿森ダム



別子ダム

## 5. 景観計画区域の設定

〔法第8条第2項第1号〕

本市においては、端出場・東平ゾーンを中心に、世界にも誇れる近代化産業遺産が数多く残っており、その周辺の豊かな自然環境を含めて、保全・活用していくことが必要となっています。

一方で、景観計画区域では、土地や建物に対する一定の制限が生じることから、区域の設定にあたっては、住民等の合意形成を図りながら検討することが必要となります。

そこで、本市では、既に他法令によって一定の制限が設けられている区域については、景観計画区域に含めないこととし、特に景観を保全する必要がある区域として、まずは、すぐに動き出すことができる『山根・立川景観計画区域』、『別子山景観計画区域』の二つの景観計画区域を指定します。

『山根・立川景観計画区域』については、景観資源とその周辺の公共施設など、人が集まる施設をつなぐ面的な視点で捉えた良好な景観形成が期待され、土地や建物に対する一定の制限を設けることにより、景観の保全・活用を図る区域として指定します。

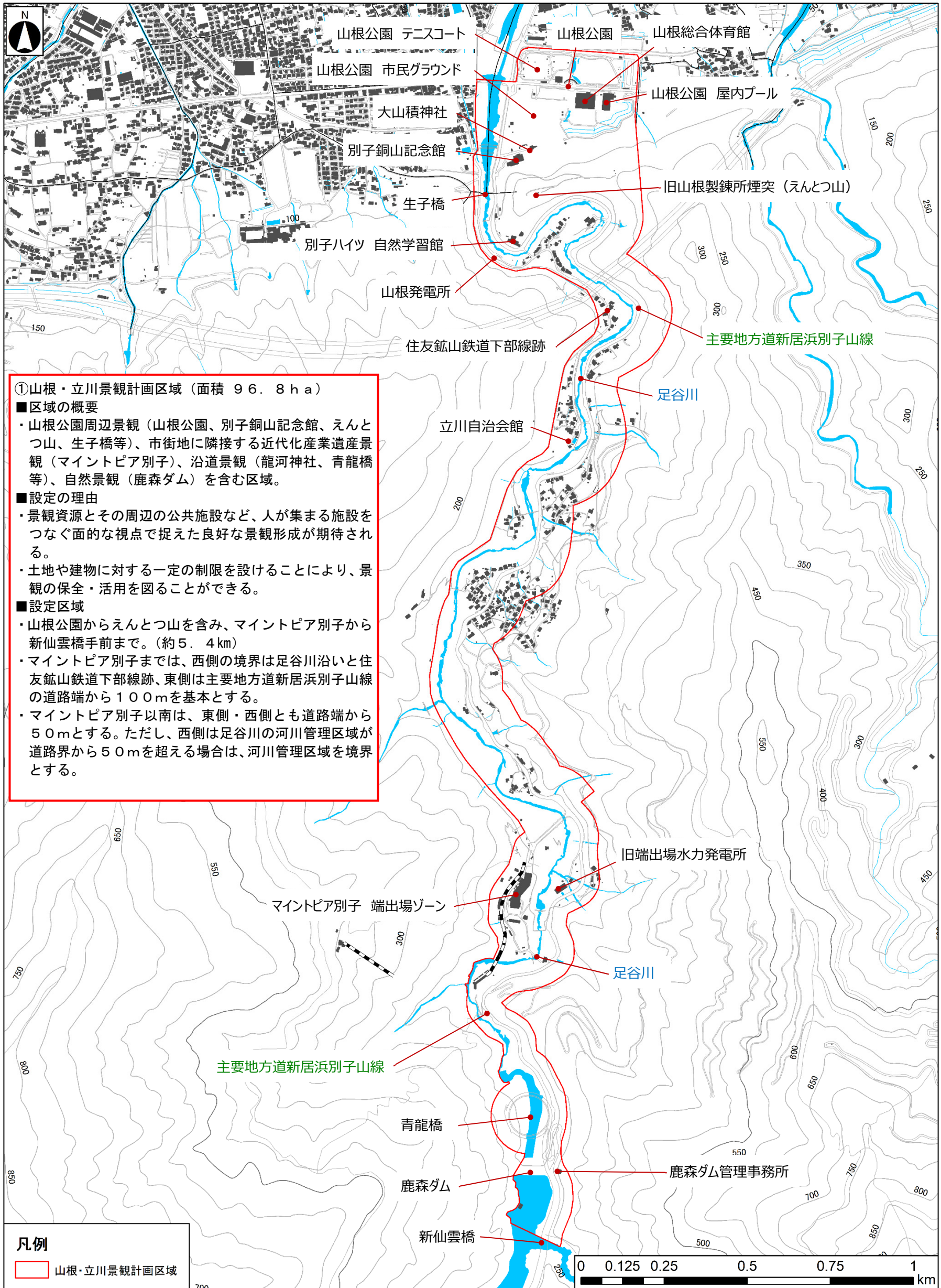
『別子山景観計画区域』については、人口減少により地域コミュニティ維持が課題となっていることから、景観計画によって景観の保全・活用を図り、「景観まちづくり」を通して地域の活性化を図る区域として指定します。

そして、今回設定する景観計画区域内で良好な景観形成に取り組み、モデル地区を形成するとともに、その活動を市内の他の地区にも広げていきます。その後、良好な景観形成に関する熟度が向上した地区について、住民等の合意形成を図りながら、景観計画区域を順次拡大していくものとします。

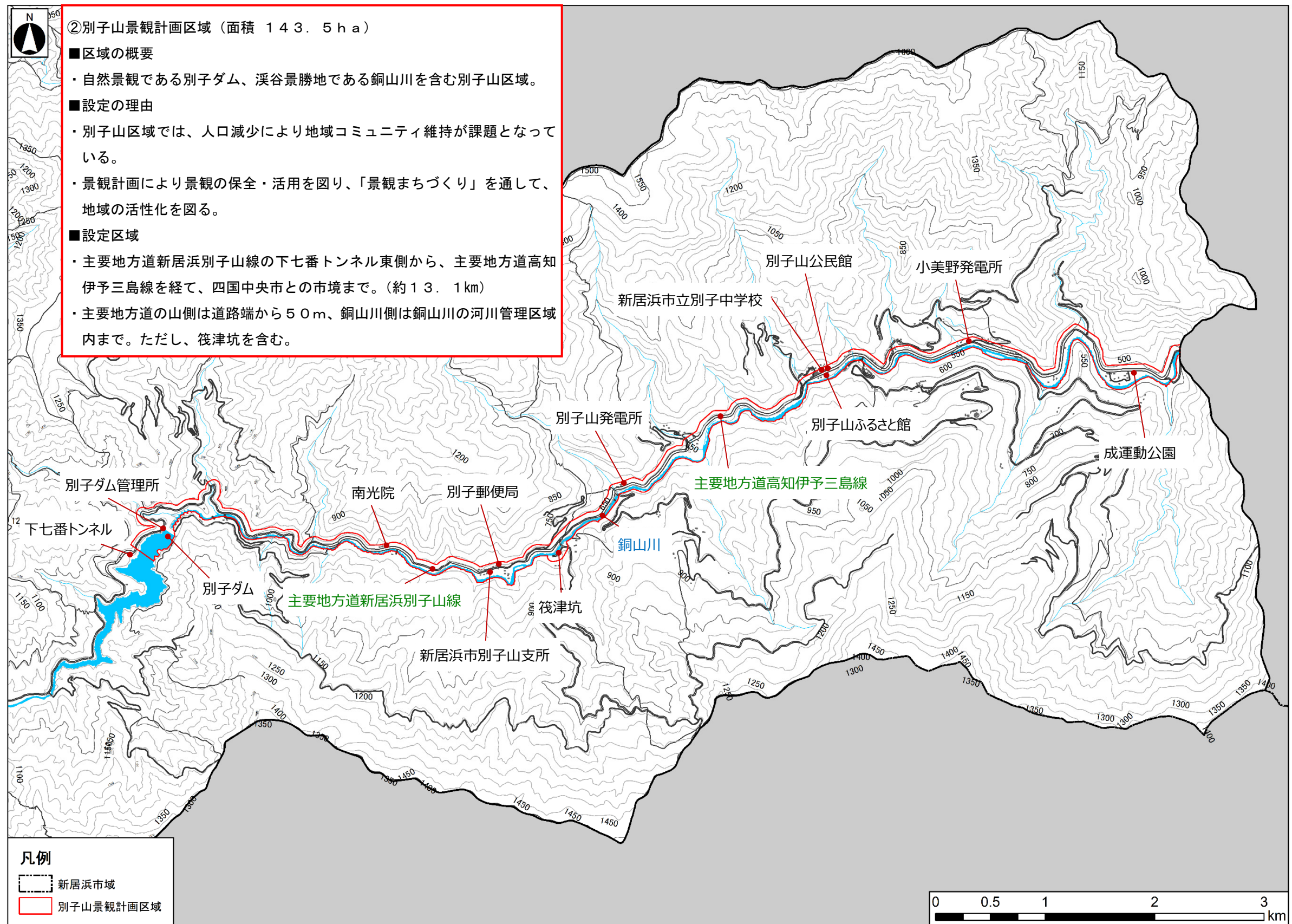


<景観計画区域>





<山根・立川景観計画区域図>



②別子山景観計画区域（面積 143.5ha）

■区域の概要

- ・自然景観である別子ダム、渓谷景勝地である銅山川を含む別子山区域。

■設定の理由

- ・別子山区域では、人口減少により地域コミュニティ維持が課題となっている。
- ・景観計画により景観の保全・活用を図り、「景観まちづくり」を通して、地域の活性化を図る。

■設定区域

- ・主要地方道新居浜別子山線の下七番トンネル東側から、主要地方道高知伊予三島線を経て、四国中央市との市境まで。（約13.1km）
- ・主要地方道の山側は道路端から50m、銅山川側は銅山川の河川管理区域内まで。ただし、筏津坑を含む。

凡例

- 新居浜市域
- 別子山景観計画区域

<別子山景観計画区域図>

## 6. 良好な景観形成のための行為の制限



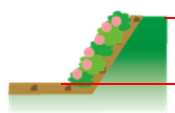
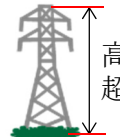
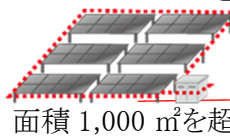
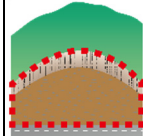
〔法第8条第2項第2号〕

良好な景観形成を図るため、景観計画区域における行為の制限に関する事項として、届出対象行為、景観形成基準を次のとおり設定します。

### (1) 届出対象行為〔法第16条第1項〕

#### ① 届出対象となる行為の種類と規模等

(条例により制定)

届出対象となる行為の種類		届出対象となる規模等	
<b>建築物</b> 〔法第16条第1項第1号〕 ・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は延べ床面積1,000㎡を超えるもの (外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更は、上記規模を超える建築物で、変更面積が外観の過半となるもの)	 高さ15mを超えるもの 面積1,000㎡を超えるもの	
<b>工作物</b> 〔法第16条第1項第2号〕 ・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、風力発電のための施設又は飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く)	高さ15m又は築造面積300㎡を超えるもの	 高さ15mを超えるもの 面積300㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの	 高さ5mを超えるもの
	電気供給又は電気通信のための施設(鉄塔、携帯電話基地局など)	高さ30m又は築造面積300㎡を超えるもの	 高さ30mを超えるもの 面積300㎡を超えるもの
	太陽光発電のための施設(地上設置に限る)	高さ13m又は太陽電池モジュール(パネル)面積の合計が1,000㎡を超えるもの(高さは地上からパネル最上部の高さ)	 高さ13mを超えるもの 面積1,000㎡を超えるもの
<b>開発行為</b> 〔法第16条第1項第3号〕 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発行為地の面積3,000㎡を超えるもの	 面積3,000㎡を超えるもの	

※景観計画区域において、上記に規定する以外の行為は景観法に基づく届出の対象にはなりません。

＜届出の対象とならない行為の例＞

- ・土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採その他土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

## ② 届出を要しない行為〔法第16条第7項〕

届出対象行為のうち、次のいずれかに該当するものは、届出は不要です。

### 1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
通常管理行為、軽易な行為その他の行為 (地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の工作物の建設等 など)	法第16条第7項第1号 政令第8条第1号、第2号
非常災害のための必要な応急措置として行う行為	法第16条第7項第2号
景観重要建造物の増改築等で、市長の許可を受けて行う行為	法第16条第7項第3号
仮設の建築物の建築等	法第16条第7項第11号 条例・規則

### 2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

行 為	根拠条項※
愛媛県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 ・広告物の表示又は掲出物件の設置の許可(第6条第1項)	法第16条第7項第11号 政令第10条第4項
森林法の許可に係る行為 ・開発行為の許可(第10条の2)	法第16条第7項第11号 条例・規則
文化財保護法の許可若しくは届出等に係る行為 ・重要文化財の現状変更等の行為の許可(第43条第1項) ・重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出(第81条第1項) ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可(第125条第1項) ・関係省庁の所管する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状変更等の行為の通知(第167条第1項第6号) ・関係省庁の所管する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の同意(第168条第1項第1号)	法第16条第7項第11号 政令第10条第3号
愛媛県文化財保護条例の許可若しくは届出に係る行為 ・有形文化財の現状変更等の行為の許可(第20条第1項) ・有形文化財の修理の届出(第21条第1項) ・有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出(第34条第1項) ・有形民俗文化財の修理の届出(第35条) ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可(第42条第1項) ・史跡名勝天然記念物の修理の届出(第43条)	法第16条第7項第11号 条例・規則
新居浜市文化財保護条例の許可に係る行為 ・指定文化財及び指定記念物の現状変更に係る許可(第10条)	法第16条第7項第11号 条例・規則

### 3) その他

良好な景観の形成を妨げないものとして条例・規則で定める行為。

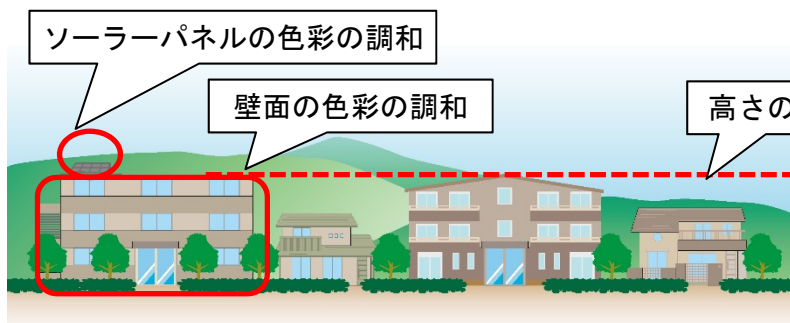
※根拠条項 法：景観法 政令：景観法施行令 条例：新居浜市景観条例 規則：新居浜市景観条例施行規則(条例、規則は新居浜市景観計画策定後に制定・施行するものとする)

## (2) 景観形成基準〔法第8条第2項第2号〕

届出の必要な行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

### ①建築物の新築又は移転等

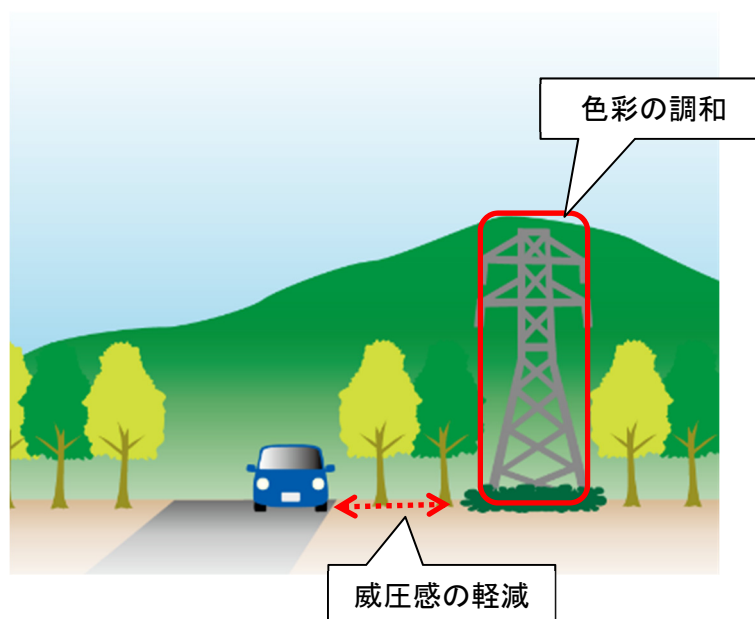
事項		景観形成基準									
高さ		● 良好な周辺の景観と調和した高さとする。									
形態、意匠		● 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ● 太陽光発電を屋根に設置する場合は、屋根材等と一体となったものとする。									
色彩	壁面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の景観と調和する色彩とする。</li> <li>● 建築物の壁面の色彩は、周囲の景観と調和するよう工夫する。 ただし、着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分、及び、地域のシンボリック・伝統的な様式の建築物についてはこの限りではない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>制限なし</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>制限なし</td> <td>彩度4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩の基準は日本工業規格Z8721 に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	彩度6以下	上記以外	制限なし	彩度4以下
	色相	明度	彩度								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	彩度6以下									
上記以外	制限なし	彩度4以下									
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の色彩は、明度や彩度の低いものとする。ただし、伝統的な様式の建築物についてはこの限りではない。</li> <li>● 太陽光発電を屋根に設置する場合は、パネルの色を光沢のない黒(濃紺色含む)、濃い灰色とし、フレームの色は黒とする。</li> </ul>										



高さ 15m を超えるものは届出対象

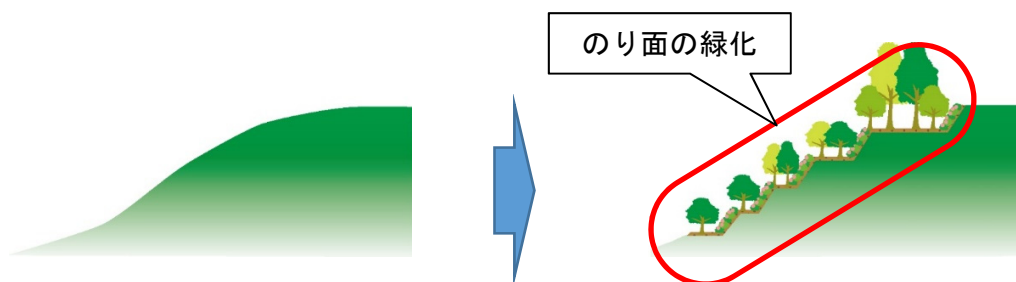
## ② 工作物の新設又は移転等

事項	景観形成基準									
高さ	● 良好な周辺の景観と調和した高さとする。									
形態、意匠	● 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ● 周囲の景観に与える威圧感および突出感を軽減するようなデザインとする。									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の景観と調和する色彩とする。</li> <li>● 工作物の壁面の色彩は、周囲の景観と調和するよう工夫する。</li> </ul> <p>ただし、着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分、及び、地域のシンボリック・伝統的な様式の工作物についてはこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>制限なし</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>制限なし</td> <td>彩度4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩の基準は日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	彩度6以下	上記以外	制限なし	彩度4以下
色相	明度	彩度								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	彩度6以下								
上記以外	制限なし	彩度4以下								



### ③開発行為等

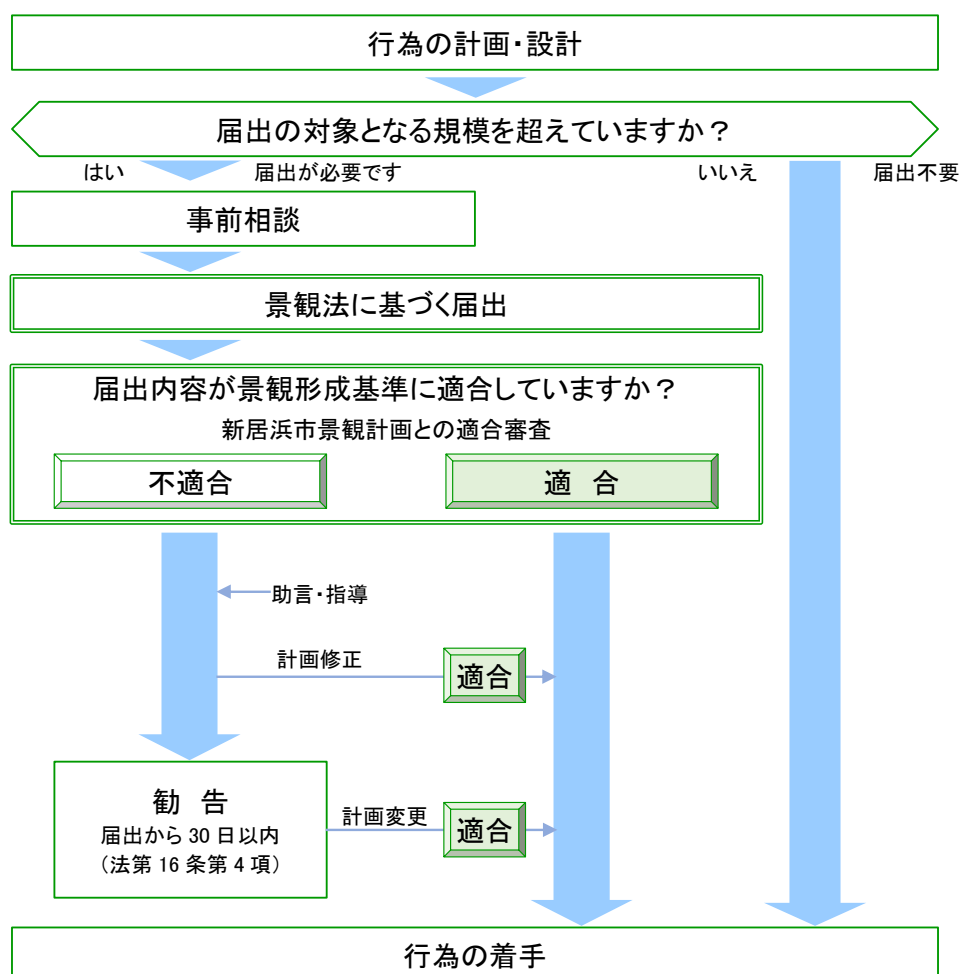
事項	景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とし、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>



#### (参考) 届出の流れ

一定規模以上の建築等の行為を行う場合は、事前に景観法に基づく市への届出が必要となります。

流れは主に次のとおりですが、新居浜市景観条例に基づいて運用します。



## 7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

[法第8条第2項第3号]

本景観計画区域には、近代化産業遺産などの地域の景観を特徴づける建造物や樹木等、多くの景観資源があり、地域住民の誇りであるとともに観光資源として活用されています。

良好な景観を形成する上で重要な建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで、その適切な保全と管理を推進します。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

景観上重要な建造物で、道路その他の公共の場所から容易に見えるものについては、景観重要建造物として指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

#### 景観重要建造物の指定の基準

- ・美しい外観を有し、地域の象徴的なものとなっており、市民から親しまれているもの
- ・地域の自然や歴史、文化等の地域特性が感じられ、本景観計画区域を象徴する建造物であるもの
- ・周辺の景観の核となっており、景観形成に取り組む上で重要なもの
- ・本市の発展の象徴となる近代化産業遺産、伝統的な意匠や工法などを伝えるもの

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な樹木で、道路その他の公共の場所から容易に見えるものについては、景観重要樹木として指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

#### 景観重要樹木の指定の基準

- ・優れた樹形を有し、地域の象徴的なものとなっており、市民から親しまれているもの
- ・地域の自然や歴史、文化等の地域特性が感じられ、本景観計画区域を象徴する樹木であるもの
- ・周辺の景観の核となっており、景観形成に取り組む上で重要なもの

### (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、方針、基準等に該当するものを調査・検討し、建造物及び樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聴き、所有者の同意を得るものとします。



## 8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

[法第8条第2項第4号イ]

本計画区域は、世界に誇れる近代化産業遺産景観と豊かな自然景観を含むエリアから構成されています。屋外広告物は、まちを活気づけるものですが、無秩序に放置されると、豊かな景観資源の魅力が損なわれる可能性があります。そのため、良好な景観を創出するために、屋外広告物の表示・掲出に際しては、周辺の景観に配慮することが重要です。

本市では、現在、愛媛県屋外広告物条例に基づき屋外広告物に関する規制・指導を行っており、今後も、引き続き同条例に基づく規制・指導を推進します。

○屋外広告物を表示・設置する場合は、『許可申請』が必要です。

### 【屋外広告物の例】



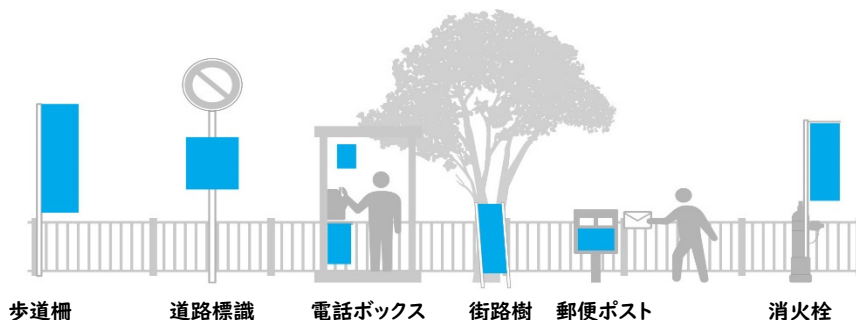
○次のような屋外広告物は、表示・設置することはできません。

### 【禁止広告物の例】



○次のような物件には、屋外広告物を表示・設置することはできません。

### 【禁止物件の例】



## 9. 良好な景観形成の推進方策

景観を良くしていくことは、生活の質を高めていくことであり、市民・事業者・行政による協働の取組みが求められます。また、景観を良くしていこうとする取組みを続けていくことは、地域への愛着心や連帯感の醸成につながります。

そのような持続的な取組みを進めていくには、一人ひとりの「意識」を高め、望ましい景観を考え「実践」し、取組みを支える「仕組み」をつくっていくことが必要です。

そのため、以下のように市民、事業者、行政の役割を明確に位置づけ、それぞれが景観形成に対する役割を認識し、日々の生活や事業活動において、周辺と調和した景観の形成に対する意識を醸成します。

### (1) 役割分担

#### ①市民の役割

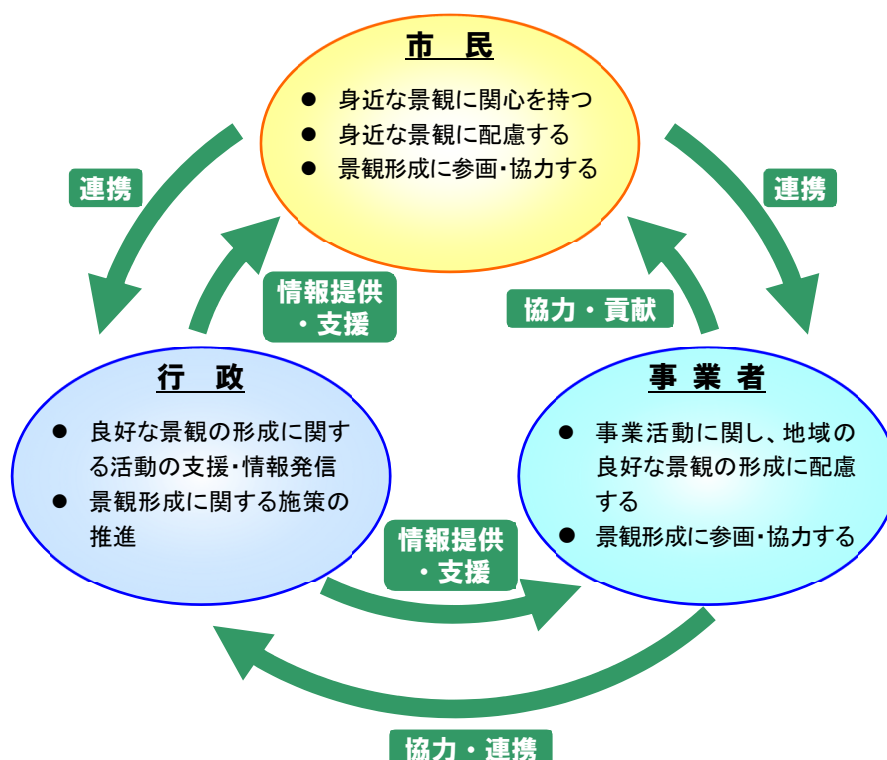
市民は、景観形成の担い手として、景観に配慮した住まいづくりや自宅周辺の美化活動など、身近なところから自主的に取り組み、良好な景観の創出をめざします。

#### ②事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の景観に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に配慮します。

#### ③行政の役割

行政は、良好な景観を形成するため、本景観計画を推進し、市民や事業者の行為を協議・調整・支援していきます。また、地域での取組みが促進されるよう、景観法をはじめ、さまざまな制度の啓発や景観づくりの周知に努めます。



## (2) 普及・啓発

### ①勉強会等の開催

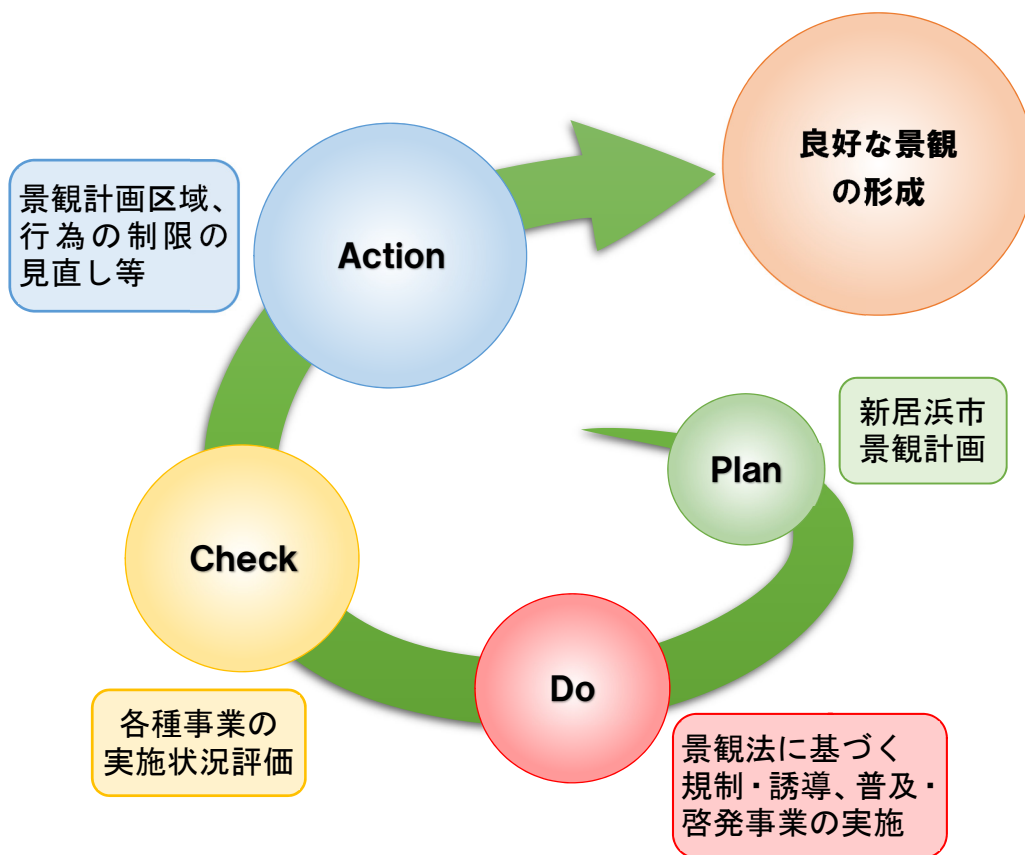
景観づくりに関するシンポジウムや勉強会等を継続的に開催することで、良好な景観づくりに対する意識啓発に努めます。

### ②良好な景観形成に向けた活動への支援

市民や事業者の良好な景観形成に向けた活動（道路の美化活動、花植え活動等）が継続・発展できるよう、多様な支援策を検討します。

## (3) 計画の進行管理

本計画の進行管理のため「PDCAマネジメントサイクル」（〔計画策定（Plan）〕→〔実行（Do）〕→〔評価（Check）〕→〔見直し（Action）〕）に基づき、計画の評価・検証を実施し、必要に応じて計画の見直しを図ります。



# 参考資料

## (1) 守るべき色彩範囲 (マンセル表色系)



色相	明度	彩度
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	制限なし	彩度6以下
上記以外	制限なし	彩度4以下

※色彩の基準は日本工業規格Z8721 に定めるマンセル値による。

## (2) 新居浜市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成31年度(令和元年度)において新居浜市景観計画(令和2年3月策定予定)を策定するため、新居浜市景観計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)新居浜市景観計画(令和2年3月策定予定)の策定案の策定に関する事項

(2)その他新居浜市景観計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)学識経験を有する者

(2)地域住民(組織・団体)から推薦を受けた者

(3)関係団体等から推薦を受けた者

(4)公募による市民

(5)市の職員

(6)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から市長が景観計画を策定し、公表する日までとする。

(委員長の職務及び代理)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

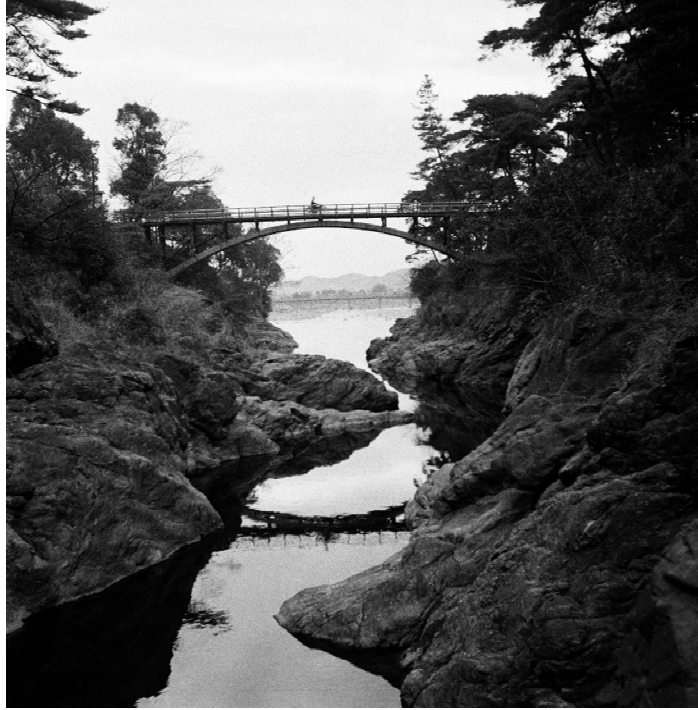
この要綱は、令和元年6月20日から施行し、当該計画が公表された日をもってその効力を失う。

### (3) 新居浜市景観計画策定委員会 委員名簿

氏 名	職 名	備考
(学識経験を有する者)		
八 木 雅 夫	新居浜工業高等専門学校 校長	委員長
(地域住民(組織・団体)から推薦を受けた者)		
松 本 辰 司	角野校区連合自治会 会長	
横 山 泰 茂	角野公民館 館長	
伊 藤 幸 男	別子校区連合自治会 会長	
和 田 輝世伸	別子山企業組合 理事長	
(関係団体等から推薦を受けた者)		
神 野 和 彦	住友金属鉱山株式会社別子事業所 総務グループリーダー	
秋 山 卓 嗣	住友林業株式会社総務部新居浜事業所 マネージャー	
織 田 安 文	(一社)新居浜市観光協会 専務理事	
鴻 上 八 大	(公社)愛媛県建築士会新居浜支部 理事	
太 田 初	にいはま環境市民会議 会長	
(市の職員)		
丹 一 仁	建設部次長兼建築指導課長	
宮 崎 司	経済部次長兼運輸観光課長	
桑 原 一 郎	教育委員会事務局総括次長兼 文化振興課長	

#### (4) 新居浜市景観計画策定の経緯

策定委員会開催日	議 題 等
第1回策定委員会 開催日：令和元年10月4日（金）	1 基調講演 「景観計画」について 講師：愛媛県景観形成アドバイザー 郡司島 宏美 2 新居浜市景観計画策定委員会委員の委嘱及び委員長の選任 (1) 市長あいさつ (2) 委嘱状交付 (3) 委員自己紹介 (4) 事務局紹介 (5) 委員長の選任 (6) 委員長あいさつ 3 新居浜市景観計画の策定について 4 アンケートの記入について
第2回策定委員会 開催日：令和元年11月21日（木）	1 第1回新居浜市景観計画策定委員会アンケートの集計結果及び疑問点等に対する回答 2 景観計画（素案）について 3 質疑・討論 4 今後の計画策定スケジュールについて
第3回策定委員会 開催日：令和2年1月22日（水）	1 景観計画（素案）について 2 質疑・討論 3 市民意見提出制度（パブリックコメント）について 4 今後の計画策定スケジュールについて



生子橋あの頃

<裏表紙の写真>

上段：えんとつ山あの頃

中段：端出場あの頃

下段：別子あの頃(弟地)

日和佐初太郎撮影 松山明子所蔵

---

## 新居浜市景観計画

令和2（2020）年7月

新居浜市 建設部 都市計画課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL：0897-65-1270 <https://www.city.niihama.lg.jp/>

---





Hello!  
NEW  
新居浜